

令和5年度洲本市立由良中学校いじめ防止基本方針

令和5年 4月
洲本市立由良中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」より】

2 本校の方針

本校は、「知・徳・体の調和を図り、心豊かにたくましく生きる生徒の育成」を学校経営方針として、心身ともに健康で、自主性・社会性を身に付けた生徒を育てることを目指している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

3 基本的な考え方

本校は、過去に生徒指導困難校といわれた状況であったことを教訓にして、校長のリーダーシップの下、学校全体で毅然とした指導に取り組んできている。また、ボランティア活動など地域と密接に連携した体験活動を充実させるなどの教育活動にも取り組んできている。その成果もあり、現在は落ち着いた環境の中で教育活動を行えているが、地域特有の荒々しさや洲本市の中でも他地区とは異なる文化をもつ特殊な土地柄等、指導上の課題を数多く抱えている。

いじめについては、「いじめは、いつでも・誰にでも・どこにでも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。また、本人からの申告があったり、周囲から見て明らかにいじめととることができる場合はいじめと認知をし、即座に対応を行う。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、道徳・人権教育の充実など、年間の指導計画を別に定める。また、学級での日々の日記指導により生徒間でのトラブルを未然に防ぐよう計画している。さらに、各学期の始めと最後には生活アンケートを実施したり、休み時間などにおいては複数の教員で校内を巡視したりし、問題行動等の未然防止、早期発見を行っている。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

また、下記に定めるいじめ認知4要件を満たせば、いじめであると認知をして全教職員で対応するとともに、必要に応じて関係機関とも連携を行う。

- ①児童生徒どうしである。
- ②一定の人的関係がある。
- ③心理的または物理的な影響を与える行為がある。
- ④被害児童生徒が心身の苦痛を感じている。

別紙4 組織的対応

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、各学期10日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 不適切な書き込み等があった場合

まず、学校として、できうる限り問題の箇所を確認し、その箇所の印刷や保存を図る。さらに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒に被害があった場合対象生徒のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

被害にあった当該生徒・保護者への精神的ケアに努める。削除要請等、被害にあった側の意向をできるだけ尊重する。また、書き込みを行った側の生徒の聞き取り調査、保護者の協力のもと、書き込みの削除と教育的な指導を行う。さらに必要に応じて、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(3) 情報モラル教育の推進

インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。また、生徒会を通じて、生徒自らマナーやルールづくりについて考えさせるよう指導する。

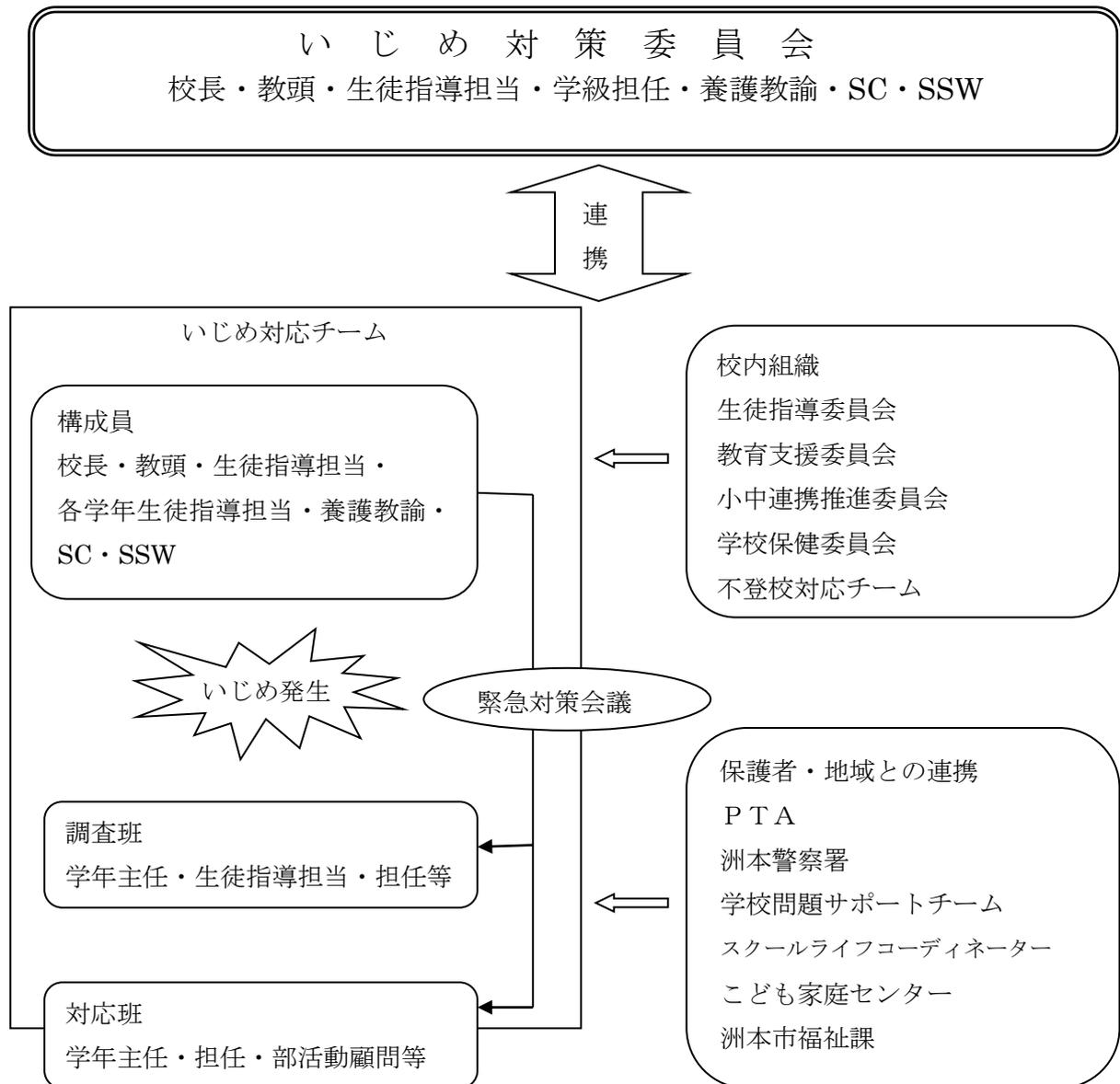
7 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的に取り組む。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 保護者や関係機関との連携に必要なに応じて取り組む。
- 5 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



※ いじめ対応チームの会議は、原則として毎月1回行う。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ ネットを利用したいじめへの対応

いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室

- 朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていない者が多い。
- 天井や掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
- 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

集団

- グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

いじめられている生徒

- 休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 一人でいることが多い。
- 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- いじめアンケートを提出しない。
- 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとししない。
- 持ち物や机に落書きをされる。
- 靴箱のくつ（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 手足に傷やあざがある。
- 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている生徒

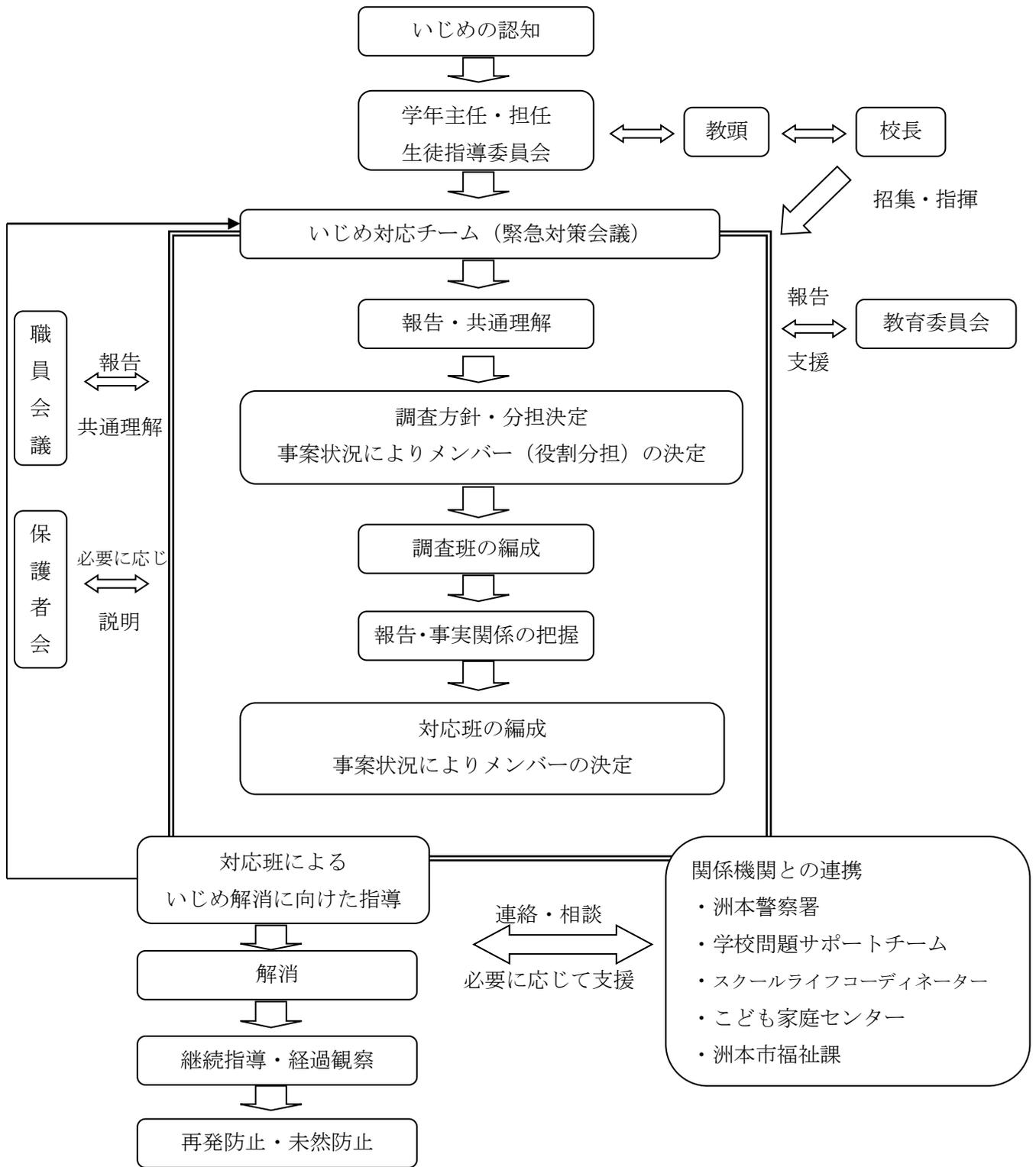
- 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

年間指導計画

別紙3

	職員会議等	未然防止に 向けた取組	早期発見に 向けた取組
4 月	指導方針・計画作成	道徳・人権教育の充実（年間）	オープンスクール
	保護者向け啓発	あいさつ運動（年間）	生活アンケート
	職員研修「いじめ防止」	生徒集会（年間）	授業参観・学年懇談会
	いじめ対応チーム会議	学級づくり	日記指導
	自殺予防研修	新入生歓迎行事	
5 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	家庭訪問
	職員研修「生徒理解」	生徒集会（いじめ防止について）	日記指導
6 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	いじめアンケート
			教育相談
			SC とのカウンセリング 日記指導
7 月	いじめ対応チーム会議	人権講演会	三者懇談
	職員研修「教育相談より」	あいさつ運動	学期末アンケート
		生徒集会	日記指導
		小学校との情報交換 自殺予防講話	SC とのカウンセリング
8 月	カウンセリングマインド研修	人権作文・人権標語	カウンセリングマインド研修
9 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	オープンスクール
		生徒集会（いじめ防止について）	いじめアンケート
			日記指導
10 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	授業参観
		生徒集会・体育会	日記指導
11 月	いじめ対応チーム会議	文化祭	オープンスクール
		あいさつ運動	いじめアンケート
		生徒集会	教育相談 SC とのカウンセリング 日記指導
12 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	授業参観・学年懇談会
	カウンセリングマインド研修	小学校との情報交換	三者懇談
		カウンセリングマインド研修	学期末アンケート
		生徒集会	日記指導
1 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	
		生徒集会（いじめ防止について）	三者懇談 日記指導
2 月	いじめ対応チーム会議	あいさつ運動	授業参観・学年懇談会
		生徒集会	いじめアンケート
			日記指導
3 月	いじめ対応チーム会議	球技大会	学期末アンケート
	職員研修	小学校との情報交換	日記指導

緊急時の組織的対応



◎ いじめ解消に向けての取組では、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、その日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討をして慎重に対応する。